

中期目標・中期計画について

スケジュール

		平成20年						平成21年					
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市議会		第2回市会		第3回市会			第4回市会		第1回市会				
中期目標	市	案作成	案修正	目標(案)確		目標確定							
	評価委員会	意見聴取											
中期計画	法人(病院)	素案作成						計画認可・公表					
	評価委員会	意見聴取											

中期目標・中期計画について

	中期目標	中期計画
市と法人との関係	○市長が作成し、法人へ指示	法人が作成し、市長が認可 市長は、認可した中期計画の一部事項が適正かつ確実な実施上不適当となったと認める場合の法人への計画変更命令
定めるべき事項	地方独立行政法人法第 25 条	地方独立行政法人法第 26 条
	○中期目標の期間(3～5年)	
	○住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	○住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
	○業務運営の改善及び効率化に関する事項	○業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
	○財務内容に改善に関する事項	○予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画 ○短期借入金の限度額 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ○剰余金の使途
	○その他業務運営に関する重要事項	○その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 ○料金(法第 83 条 2 項)
評価委員会の関与	議決前の意見聴取	法人からの提出後、議決前の意見聴取
議会の関与	議決	認可前の議決
市民への公表	市長が法人へ指示するとともに公表	市長から認可を受けたときは、法人が遅滞なく公表